

本取引条件(「本取引条件」)は、買主の発注書(「本発注書」)に基づき買主に販売または供給される本商品および/または本サービスの購入に適用されるものである。「サプライヤー」とは、本発注書に明記される当該本商品および/または本サービスを販売する当事者を意味する。両当事者は、新たな取引条件が買主からサプライヤーに提示されるまで、本取引条件が買主によるすべての購入に適用されることに合意する。サプライヤーは、適用される全ての法律上および注文上の要件を、自己の供給業者にまで適用させるものとし、それらの供給業者に、製造ポイントまで同様のことを行うことを要求することに同意する。

本発注書に定める本取引条件は、買主の権限を有する代表者が署名を付した文書による場合を除き、追加、修正、無効化またはその他変更することはできず、買主が受領した各出荷は、本取引条件に基づくものとみなされるものとし、確認書、受領書、請求書またはその他のサプライヤー様式の条件、または買主が出荷を受領し、出荷に対して支払を行いまたは類似の行為を行ったか否かによって一切影響を受けないものとする。

- 文書：**以下の文書は、参照により本取引条件に組み込まれ、本取引条件の法的拘束力のある一部を構成する。以下の文書は以下のリンク先で確認可能である。 donaldson.com/en-us/about-us/suppliers
 - 供給業者の品質マニュアル
 - ロジスティクス&グローバル・トレード・コンプライアンス・ハンドブック
 - 部品および工程変更プロセスおよび様式
 - サプライヤー行動規範
- 承諾：** サプライヤーは、なるべくならOracle iSupplier® Portalまたは別の合意した方法を通じて、a) 完全な受諾/拒絶、またはb) 変更要請を提出することにより、受領日から1営業日以内に本発注書を承認しなければならない。サプライヤーが本発注書に記載された数量と異なる数量を納品することを要望する場合、適切なドナルドソンバイヤーからの書面による承認またはOracle iSupplier Portal®を通じた承認が必要となる。サプライヤーが、受領後5営業日以内に、本発注書を全面的に受諾もしくは拒絶せず、変更要求を発行しない場合、本発注書は、全面的に受諾されたものとみなされるものとする。サプライヤーがかかる行為を行ったか否かにかかわらず、サプライヤーは、サプライヤーが、かかる本発注書について口頭、書面、または、電子的な確認を行い、または、かかる本発注書に基づく自己の履行を開始した場合、本発注書(本取引条件を含む)を承認したものとする。サプライヤーの確認書、請求書、入札、提案書またはその他の文書における追加のまたは矛盾する条件は、買主が署名した文書で個別に同意した場合を除き、買主を拘束しない。すべての本商品および本サービスは、本買主が提示した梱包、仕様、作業明細書(statement of work)、基準およびその他の要件に厳密に準拠して、本買主に引き渡されるものとする。
- 必要な情報：** 買主が書面で別段の指定をしない限り、すべての請求書、船荷証券、荷造伝票および梱包には、サプライヤー名、買主の販売先/出荷先住所、請求書番号および日付、発注書番号、発注書ライン番号、部品番号および内容、出荷数量、単価、総価格、原産国、統一システム(HS)コード(最初の6桁)、通貨、送金用住所、適用される割引および税金が含まれなければならない。
- 価格および支払い：** 本商品および本サービスは、両当事者間の文書による合意に基づいて、本発注書に記載される価格で買主に引き渡されるものとする。ただし、サプライヤーは、出荷時または履行時に有効な価格の減額が適用されることに同意する。すべての価格変更は、発効日の少なくとも60日前までに書面で通知されなければならない。すべての値上げ要請は、人件費、材料費、間接費、加工費および輸送費を含む原価作用因のオープンな計算を含むが、これらに限定されない明確な説明によって正当化されなければならない。両当事者間で別途合意されない限り、荷車運搬(cartage)、箱詰めまたは梱包の追加料金は認められないものとする。支払条件は、適用される本発注書に記載されるとおりとし、支払期限の日数は、本発注書に別段の定めがない限り、買主の施設での本商品または本サービスの受領または買主による請求書の受領のいずれか遅い方から起算される。適用される本発注書に支払条件が記載されていな

い場合、現地の法令により認められる範囲において、支払条件は、ネット60日とする。支払いは、本発注書に記載された通貨で行われる。現地の法令で認められている限度において、

- 買主の支払いは、サプライヤーのエラー、欠陥、または本発注書(本取引条件を含む)の不遵守につき、調整されうるものとし、
- 請求書の価格が本発注書の価格と一致しない場合、買主は、買主にとって最良の価格のいずれかを自動的に支払うものとし、
- 買主は、サプライヤーまたはサプライヤーの子会社・関連会社が随時買主に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を留保する。

不完全な請求書は、サプライヤーに返却される。買主が要求する場合、サプライヤーは、支払の条件として、サプライヤーならびにその供給業者および下請業者による先取特権(lien)の放棄書を提出するものとする。サプライヤーは、買主が支払う価格が、談合その他の反競争的行為の影響を受けていないことを、保証する。

買主が頭金を支払わなければならない場合、サプライヤーは、当該支払いの正しい適用を保証するための取消不能のスタンバイ信用状または社債(bond)を発行しなければならない。社債の場合、買主は、社債の条件及び仕様される社債会社を事前に承認する権利を有する。

5. **請求書:** サプライヤーは、現地の法令上郵送による請求書の提出が必要とされる場合を除き、本発注書に記載された買主の情報に基づき、E-メールで請求書を提出することができる。買主は、本商品および/または本サービスが納入された日から120日後より後にサプライヤーが提出した請求書については、支払う義務を負わない。請求書は、本商品の出荷日または本サービスの完了前に送付することはできない。ただし、両当事者が署名した文書で別段の合意がなされた場合はその限りではない。買主への輸入出荷に添えられる国際商業送り状には、通関に関する記載、関税金額、各ラインアイテムの原産国、統一システム(HS)コード、サプライヤー住所および輸出管理分類を含むがこれらに限定されない、通関に必要なすべての情報を記載しなければならない。
6. **梱包伝票:** 各出荷には、項目別の梱包伝票を添付しなければならない。買主のカウントは、梱包伝票が添付されていないすべての出荷に対して最終的なものとする。
7. **解除:** 買主は、サプライヤーに書面で通知することにより、理由の如何を問わず、本発注書の全部または一部を解除する権利を留保する。サプライヤーが本商品の発注を製造または出荷した後に買主が解除した場合、買主は、解除の前にかつ解除の直接の帰結としてサプライヤーが負担した、通例的で、合理的で、直接的、かつ検証可能な費用について手当てを行うものとする。ただし、買主は、本発注書を履行するために必要な通常のまたは合理的なリードタイム前にサプライヤーが負担した料金または費用、または、買主からの解除通知後に負担し又は発生した費用、料金または負債については、責任を負わないものとし、いずれの場合も買主の他の権利に影響を与えないものとする。
8. **保証および救済:** 適用される法令および/または本取引条件に基づき利用可能なすべての黙示および明示の保証に加えて、サプライヤーは以下の事項を保証する: (a)すべての本商品および本サービスは、いかなる負担もなく、すべての買主の要件および適用される本発注書に準拠していること、(b)すべての本商品は、設計(買主が設計する範囲を除く)、加工、材料および製造に欠陥がないこと、(c)本商品、本サービス、サプライヤーおよびその事業に適用されるすべての法律を遵守した上で、かつ本取引条件または本発注書に規定されるすべての要件および文書に一致する健全な環境、健康および安全上のプラクティスに基づいて、すべての本商品が製造または加工され、またすべての本サービスが履行されていることを保証する。また、サプライヤーは、(x)サプライヤーが、いかなる本発注書(本取引条件を含む)に基づく自己の義務を履行するための専門的知見およびリソースを有していること、(y)本商品または本サービスのいずれも第三者の知的財産権を侵害していないこと、および(z)サプライヤーが、本取引条件に基づくサプライヤーの義務と何らかの形で矛盾する第三者に対する義務を有していないこと、を保証する。

本商品の品質および適合性に関して、売主、その使用人および代理人が行った、または与えた(口頭か、書面か、または売主のパンフレットのカタログおよび広告のいずれかに記載されているかを問わない)すべての表明及び保証は、本契約の明示的な条件とみなされるものとする。

利用可能なすべての救済に加えて、買主は、サプライヤーの保証に合致しない本商品および/または本サービスを拒否することができ、また(a)代替品取得し、代替品に関連するすべての追加コストを相殺するか、売主に対して買主に弁済するよう要求することができ、または(b)サプライヤーに、買主の選択により、影響を受けた本商品を無償で交換するかまたは影響を受けた本サービスを無償で再履行するか、または本商品または本サービスの価格を買主に弁済することを要求することができる。買主は、本発注書に基づき、買主の施設、サプライヤーの施設またはサプライヤーの下請業

者の施設において、本商品および本サービスを検査または試験することができるが、その義務を負わない。買主は、本商品または本サービスの引渡しを受領、検査または支払いを行ったことにより、サプライヤーの保証またはその他の義務の責任を追及することを放棄するものではない。サプライヤーは、買主が本商品および/または本サービスに関連する買主の顧客からの苦情を調査し、是正措置を講じることを支援するために最大限努力する。サプライヤーが買主以外の他のお客様にも販売する既製品や変更されていないカタログ掲載商品を除き、サプライヤーは、不正な拒絶、受諾の取消し、支払いの不履行または買主による履行拒絶 (repudiation) の場合でも、本発注書の対象となる本商品を再販する権利を有しないものとする。両当事者は、本項により、買主の権限を有する代表者が署名を付した文書で別途同意した場合を除き、サプライヤーがかかる本商品を再販する権利を否定する意図を有している。

9. **仕様および検査：** 本発注書に基づき提供される品目は、買主が承認したサンプルと同等でなければならず、本発注書で指定された図面および仕様に厳密に適合しなければならない。材料および仕上がり(workmanship)は、製造前、製造中、または製造後にいつでも、買主が検査し、試験することができる。かかる検査および試験は、サプライヤーが本発注書に厳密に適合したすべての品目を供給する義務を免除するものではない。買主が本発注書への不適合を理由として品目を拒絶する場合、買主は、制定法および衡平法上認められるその他の権利に加えて、それに対するクレジットを要求し、又はサプライヤーがサプライヤーの費用で交換もしくは修正することを要求することができ、拒否された出荷に関するすべてのリスクは、サプライヤーに帰属するものとする。買主が、品目の受領前にその代金を支払った場合でも、買主は、上記に従い物品を検査し拒絶する権利を放棄するものではない。
10. **監査権：** 買主は、合理的な時間にいつでも、権限のある代表者を派遣し、本発注書に基づくサプライヤーの義務または本発注書に基づきサプライヤーが要求する支払いに関連してサプライヤーが占有しまたはコントロールしているすべての関連文書および資料を、検査する権利を有するものとする。サプライヤーは、本発注書に関連するすべての関連する帳簿および記録を、当該本発注書に基づくサービスの完了または供給品の引渡し後2年間維持するものとする。
11. **変更：** 買主は、サプライヤーが履行する本商品および/または本サービスを適宜変更することができ、「チェンジ・オーダー」を通じて当該変更を提出することができる。かかる変更により価格、供給品目の数量または履行時期を調整する必要が生じた場合、買主は衡平な調整を行うものとする。サプライヤーは、出荷前または変更後30日以内のいずれか早い方の期間内に、かかる調整に対するクレームを提出するものとし、クレームが提出されない場合、サプライヤーは、かかる調整に対するクレームの権利を放棄したものとする。

サプライヤーは、 donaldson.com/en-us/about-us/suppliers にある部品、プロセスおよび/または製造ポイント変更要請フォームを使用して、製造工程または買主に供給された部品もしくは原材料の変更について、事前に買主に通知しなければならない。部品およびプロセスの変更リクエストはすべて、正式かつ排他的に買主に通知されなければならない。サプライヤーの通知を受領後、買主は、変更リクエストについて検討し、サンプリング、試験などの特定の要件をサプライヤーに通知する。変更が行われる前に、サプライヤーは、買主から正式な書面による承認を受領しなければならない。買主は、承認されていない変更起因する品質問題に関連するすべての費用を請求する権利を留保する。

12. **納入：** 本発注書に別段の記載がない限り、(a) サプライヤーが本商品の出荷に責任を負う場合、サプライヤーは、最も経済的なルートで、1回の出荷で本商品を出荷するものとし、(b) すべての本商品は、ロジスティクス&グローバル・トレード・コンプライアンス・ハンドブックに概要が記載されているとおり、買主が承認したインコタームズを使用して出荷される。すべての本商品および本サービスは、合意された引渡しまたは履行スケジュールおよび本発注書に厳密に従って引渡しまたは履行される。代替は認められない。本商品は、要求された日までに完全に出荷されねばならないが、買主の事前の承認なしに1週間以上前に出荷してはならない。サプライヤーは、遅延につき直ちに買主に通知するものとする。サプライヤーは、かかる不履行が買主のみに起因する場合を除き、サプライヤーによる引渡日の不履行に起因する全ての超過輸送費用を、買主に支払うか、または、買主に弁済するものとする。買主は、本発注書にかかわらず、本発注書に適合しない、一部または全ての出荷を拒絶する権利を有するものとする。買主は、理由の如何を問わず(不可抗力による場合を含む) サプライヤーが遅延した場合、サプライヤーに通知することにより、本発注書をキャンセルする権利を有するものとする。

サプライヤーは、本商品および/または本サービスが買主にとって極めて重要であること、本商品の引渡期間および/または本サービスの履行期間は不可欠なものであり、本商品の引渡しおよび/または本サービス履行の遅延ならびに合意された条件以外の条件に基づく引渡しおよび/または履行は、サプライヤーによる違反を構成し、適用法令上認められる買主に対する損害賠償責任を生じさせる可能性があることを認識している。

本商品の危険負担または損害賠償のすべてのリスクは、本発注書に記載された住所において買主の権限ある代表者が書面により受領を確認するまで、サプライヤーの責任であるものとする。ただし、本発注書のインコタームが異なる定めをおく場合はその限りではない。

13. **不可抗力**：いずれかの当事者が、天災地変、戦争またはテロ行為、供給不足、機能停止 (breakdown) または影響を受けた当事者の支配を合理的に超えたその他の事由により、本取引条件に基づく自己の義務を履行できない場合、かかる当事者は、当該不履行またはその他当該事由に起因する損害につき、相手方当事者に対して責任を負わないものとする。
14. **買主支給資材・設備** 買主は、買主がサプライヤーに提供するすべての資材 (すべての原材料、部品、データベースまたは文書(「買主資材」)、および買主がサプライヤーに提供する、または買主がサプライヤーに費用を償還する工具はその他の機器(「買主機器」)を含むがこれらに制限されない) を所有するものとする。サプライヤーは、買主が買主資材および買主設備を所有していることを確認するために、サプライヤーの署名なしに、サプライヤーの財務諸表その他の書類を提出することを許可する。サプライヤーは買主資材または買主機器を、サプライヤーの施設から売却、担保差し入れ、譲渡または移転してはならない。サプライヤーは、専ら本発注書に基づく自己の義務を履行するために、全ての買主資材および買主機器を使用することとし、その他の目的のために使用してはならない。サプライヤーは、買主機器を変更しないものとする。サプライヤーは、すべての買主資材および買主機器のセキュリティおよび機密性を維持するために最大限努力する。サプライヤーは、買主資材および買主機器に関する危険負担及び損害の一切を負担するものとし、買主の要求があれば、損傷または滅失した品目を、直ちに復元または同等品と交換するものとする。サプライヤーは、買主の要求があれば直ちに、すべての買主機器および未使用の買主資材を、合理的な磨耗を除き、元の状態で買主に返却する。サプライヤーは、すべての買主機器を安全かつ適切な状態に維持し、サプライヤーによる買主機器の利用に起因するすべてのクレームにつき買主に対して補償し、買主を防御する。両当事者が買主資材の損失引当を設定する場合、サプライヤーは、買主が負担したコストベースで、超過損失を買主に払い戻すものとする。サプライヤーは、本商品に組み込まれる買主資材を検査し、要件との不適合につき、直ちに買主に通知するものとする。

ある本発注書のためにサプライヤーが工作器具(パターン、ダイス、モールド、ジグおよび固定部品等を含む)を特に製作または取得した場合、その所有権は、その製作または取得時に買主に移転するものとする。売主は、要求に応じてかかる工作器具を買主に引き渡すものとする。本商品の製造または本サービスの履行に使用される買主が所有するすべての工作器具(パターン、ダイス、モールド、ジグおよび固定部品等を含む)には、資産番号および買主の所有権を表示するタグを付さなければならない。

15. **再加工及び買主の施設における作業**： サプライヤーによる仕様への不適合および/またはその他の帰責事由により再加工または仕分けが必要となる場合、サプライヤーは、買主の裁量により、納入された本商品を再加工または仕分けしなければならない。その場合、サプライヤーは、発生した追加支出に対して責任を負う。サプライヤーが本発注書に基づき買主の施設でサービスまたは作業を実施しなければならない場合、サプライヤーは、それに関連して買主が要求するすべての保険証券を有するものとする。サプライヤーは、当該施設におけるサプライヤーの活動により、または、サプライヤーの活動を通じて生じた、人または財産に対する損害、損失または傷害に関して買主に対して行われたすべての請求、要求、訴訟および法的手続きにつき、買主を全面的に補償するものとする。
16. **サプライヤーの損害の放棄**： いかなる状況においても、買主は、損害賠償が求められる法的または衡平法上の理論の如何にかかわらず、本商品、本サービス、本発注書またはその解除に何らかの形で関連する特別損害、間接損害、または派生的損害(逸失利益を含むが、これに限定されない)につき、サプライヤーに対して責任を負わない。
17. **法令及び製品内容の遵守**： サプライヤーは、いずれかの本発注書に記載される本商品および/または本サービスに関連する全ての適用される法律および規則を遵守することに同意する。サプライヤーは、自己の費用負担で、本発注書に基づき本商品を製造し、販売し、また、本契約条件に従い自己の義務を履行するために必要な、全ての許可、ライセンス、承認、同意およびその他規制上の許可要件を取得し、それらの要件を遵守するものとする。サプライヤーは、独占禁止法および取引慣行法、汚職防止法および贈収賄防止法、労働法および環境法、ならびにその他の適用される連邦、国および地方の法律、政令および規則など、サプライヤーの事業、州際通商、全ての適用される輸出入管理法、ならびに/または本商品の製造および生産に適用される法律を遵守することに同意する。

安全性データシート(「SDS」)を必要とする本商品の出荷前または出荷時に、サプライヤーは、最新かつ完全なSDSを買主に交付する。サプライヤーは、各本商品が、全ての適用される世界的な化学物質管理法を遵守しているが、それらの適用を免除されていることを、保証する。サプライヤーは、化学物質管理法に基づく本商品の規制上のステータスが変更した場合、直ちに、買主に書面で通知するものとする。

本商品および本商品の梱包は、製品内容の制限、規制または開示を要求するすべての適用される世界的な法律(「物質法」)に準拠したものでなければならない。物質法には、高懸念物質(SVHC)、電子・電気機器廃棄物(WEEE)、ストックホルム条約、韓国化学物質登録及び評価法案に関する法律、中国版RoHS、EU廃棄物枠組み指令(WFD)、EU分類・表示・包装(CLP)、EU使用済み自動車(ELV)、EU食品に接触する素材および製品(FCM)、有害物質規制法(TSCA)、1986年カリフォルニア州安全飲料水及び有害物質施行法(California Proposition 65)、世界自動車物質リスト(GADSL)、航空宇宙・防衛申告可能物質リスト(AD-DSL)および米国レーシー法に関する「RoHS」及び「REACH」とし

て知られるEU指令が含まれるが、これらに限定されない。EU REACH SVHCを本商品または本商品の梱包に含める旨の事前の通知が substancesofconcern@donaldson.com. 宛てに電子メールで買主に送付されない限り、本商品または本商品の梱包にSVHCを含めることは認められないものとする。

適用される法律に定義される紛争鉱物 (conflict minerals) が本商品に含まれる場合、サプライヤーは、(a)当該紛争鉱物が適用される法律に定義される「紛争に関連しない (conflict-free)」鉱物であることを保証しなければならない、(b)要求に応じて、関連するサプライチェーンにおける紛争鉱物精錬所に関する情報を提供しなければならない、(c)要求に応じて、買主が本商品に使用される紛争鉱物が紛争に関連しないものであることを判断するために合理的に必要とするその他の情報を提供しなければならない、(d)本買主の紛争鉱物ポリシーに合致するポリシーおよび管理システムを採用しなければならない、(e)調達先に類似のポリシーおよびシステムを採用するよう要求しなければならない。

サプライヤーは、輸入および輸出のライセンス供与、報告、評価、分類、原産地判定および表示、ならびに類似の要件の遵守を含むが、これらに限定されない、本商品の国境を越える移動に関する法令を含む、全ての適用される法律および規則を遵守することに同意する。特定の販売に関する本取引条件上買主に遵守義務が課されている場合、サプライヤーは、買主による遵守を支援するために必要な、商業的に合理的な支援、文書および情報を、直ちに提供することに同意する。

サプライヤーは、本発注書に基づく本商品および/または本サービスの提供に関する全ての適用される税法および規則を遵守することに同意する。サプライヤーは、本発注書の履行に関連して課される全ての適用される税金を全額支払うものとし、いずれかの当事者による租税回避を犯罪的に幫助しないものとする。

18. **政府請負業者 (Government Contractor) :** サプライヤーは、買主が、政府請負業者として、サプライヤーにも適用される可能性がある機会均等およびアファーマティブ・アクションに関するさまざまな法律、行政命令および規則に服していることを認識している。従って、サプライヤーは、それらが適用される範囲において、保護退役軍人または障害者としてのステータスに基づく資格を有する個人に対する差別の禁止、人種、皮膚の色、宗教、性別、性的指向、性自認または出身国に基づくすべての個人に対する差別の禁止など、それらの規制上の要件を遵守するものとする。さらに、通常、これらの規則は、対象となるプライム請負業者および下請業者が、人種、皮膚の色、宗教、性別、性的指向、性自認、出身国、保護された退役軍人の地位または障害に関係なく、個人を雇用し昇進させるためのアファーマティブ・アクションをとることを要求している。

19. **知的財産権および特許 :** 本契約に関連して買主が提供する (口頭か書面かそれ以外かを問わない) 図面、仕様書、指示書、サンプル、工具、設計その他のデータを含むすべての情報およびノウハウ(「ノウハウ」)は、常に買主の所有財産であり続けるものとし、サプライヤーは本発注書を履行する目的のために限り使用することができる。

本発注書の締結および履行に起因する発明、特許、著作権、意匠権その他の知的財産権は、買主の所有財産となるものとする。サプライヤーは、かかる所有財産を買主に移転するために必要なすべての行為を行い、文書を作成することに同意する。

サプライヤーは、本発注書に基づき提供された品目の製造、販売または使用が、第三者の特許権、著作権または類似の知的財産権を侵害しないことを保証する。サプライヤーは、本発注書に基づきサプライヤーが提供する本商品、本サービスまたは品目の製造、販売または使用に起因または関連し、(a)特許、著作権または商標権の侵害、(b)他の公開された第三者の知的財産権の侵害、または(c)米国または現地の輸出規制に反する管理技術(controlled technology)の開示に関連して発生したまたは請求されたすべての損失、費用、実費、損害、請求、要求または責任 (合理的な弁護士および専門家の費用を含む)、並びにサプライヤーがかかる訴訟、請求、法的手続において防御を行わない場合に買主が防御のために負担した費用について、サプライヤーの単独の費用負担により、買主、その子会社、関連会社、取締役、役員、代理人、株主または顧客を防御し、保護し、補償し、免責することに同意する。

20. **公表 :** サプライヤーは、買主の事前の書面による同意を得ることなく、買主の特許、商標、サービスマーク、商号、著作権またはその他の有形もしくは無形の知的財産権であって、買主が使用権をライセンスしていないものを、使用または表示しないものとする。サプライヤーは、買主の事前の書面による承諾なしに、本発注書および/またはサプライヤーが本発注書に基づき履行している本商品および/または本サービスに関連するいかなる種類の宣伝(プレスリリース、記事、パンフレット、広告、販売促進物、およびスピーチを含むが、これらに限定されない)も、公開してはならないものとする。

21. **秘密保持 :** 「買主の秘密情報」とは、(a) 製品開発、設計、図面、製法、組成、研究開発または仕様、(b) 製品製造技術、レートまたは数量、(c) 本商品を製造するために使用される機器、(d) 買主の顧客情報および買主の顧客の秘密情報、(e) マーケティング、販売、顧客および非公開財務データを含むがこれらに制限されない、買主の本商品および本

サービスに関する買主の事業のその他の側面、(f) 買主が発注した本発注書および(g) 両当事者の関係に関連するすべての情報または有形資料を意味し、買主が秘密であると指定するか否かを問わない。サプライヤーは、(a)すべての買主の秘密情報を秘密に保持し、本発注書に基づくサプライヤーの義務を履行するために必要な場合にのみ、買主の秘密情報を使用し、自己の従業員、代理人および承認された下請業者がこれらの秘密保持義務を遵守することを保証するものとする。サプライヤーは、買主の要求があれば、買主の秘密情報を返却する。買主の秘密情報には、以下の情報は含まれない：(a)公開により公知となった情報、(b)サプライヤーが買主から受領する前にサプライヤーが知っていた情報であって、その旨をサプライヤーが書面の記録により証明できるもの、または(c)契約または法律に違反することなく、サプライヤーが他の情報源から入手できる情報。買主の秘密情報を開示する司法上または行政上の手続きにより買主の秘密情報を開示することが要求される場合、サプライヤーは、速やかに買主に通知し、当該手続きに反対する合理的な時間を買主に与え、法的に許容される範囲で第三者に当該情報を機密扱いとすることを求めることに同意する。

22. **補償および保険**：サプライヤーは、(a)本発注書（本取引条件を含む）に基づくサプライヤーの義務の不履行（かかる不履行に起因するリコールその他買主が合理的に取った措置に関連するものを含むがこれらにかぎられない）、および(b)現在または将来の法律に基づくサプライヤーのサイトにおける取扱い、包装、ラベリング、保管、処理、除去、輸送、および廃棄物処理に関連する請求に起因または関連する、クレーム、責任、損失、損害、先取特権、判決、負債、罰金、経費、民事罰金および費用につき、買主、その子会社・関連会社、ならびにそれらの承継者、譲受人、役員、取締役、従業員および代理人を補償し、防御し、免責するものとする。サプライヤーの補償義務は、買主自身の重過失、故意の違法行為または詐欺に起因する限度においては適用されないものとする。これらの補償は、買主が有する他の救済には一切影響を及ぼさない。サプライヤーは、前述のすべてのリスクから買主を保護するために、常に、賠償責任保険、財産損害保険およびその他保険を付保し、また、要求があれば、この付保を証明する証明書を提供することとする。
23. **紛争解決**：本発注書の履行から発生する紛争は、両当事者間の交渉により解決されるものとする。交渉によって和解が成立しない場合、本発注書およびその解釈、ならびにそれに関連するまたはそれから発生する紛争は、抵触法に関する規定にかかわらず、本商品または本サービスが引き渡されまたは履行される法域(本商品または本サービスが複数の法域で引き渡されまたは履行される場合、買主の設立準拠法域)の法律を準拠法とする（。かかる法域に所在する裁判所は、かかる紛争について専属的裁判管轄を有する。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、明示的に否認される。ただし、当該請求または紛争がアメリカ合衆国において提起される場合、当該請求または紛争は、抵触法に関する規定にかかわらず、ミネソタ州の法律に準拠するものとし、ミネソタ州ヘネピン郡の連邦または州の管轄裁判所においてのみ訴訟を提起することができるものとする。この場合、各当事者は、ミネソタ州裁判所の対人管轄権に同意する。すべての交渉は英語で行われ、本発注書を含むすべての文書は、英語で作成されるものとする。
24. **一時寄託 (Bailment)**：構成部品や付属品、その他の製品、構成部品やそれらに類似・関連する活動に関するあらゆる種類の作業の組立や統合の目的で、またはそれらの製造、生産、組立、修理、購入、梱包、倉庫保管、ラベリング、仕上げ、設計、開発、計画、処理、利用および応用を行う目的で、買主が器具、部品、書面、工具をサプライヤーに提供しまたはサプライヤーが買主から少なくとも一部の費用償還を受け、サプライヤーが受領した場合（かかる器具、部品、書面、工具を「ベイルド・プロパティ (Bailed Property)」という）、かかるベイルド・プロパティは、現在及び将来において常に買主の所有物であるものとし、サプライヤーは、いつでも終了される一時寄託 (bailment-at-will) としてこれを占有するものとする。本発注書に基づくサプライヤーの義務の履行においてベイルド・プロパティを使用するサプライヤーの限定された権利を除き、買主のみが、ベイルド・プロパティに関する権利、権原または権益を有する。サプライヤーは、自己の財産及び買主またはサプライヤー以外の人の財産とベイルド・プロパティとを混同してはならず、ベイルド・プロパティ上に買主の所有権を示す記号として買主の名称を表示するものとし、買主の事前の書面による承諾なしに、ベイルド・プロパティをサプライヤーの施設から移動させてはならない。買主は、サプライヤーに対する支払いもしくは通知または聴聞もしくは裁判所の命令（サプライヤーがそれらの権利を有する場合、ここに放棄するものとする）を必要とすることなく、いつでも、理由如何を問わず、ベイルド・プロパティの占有を取り戻すことができる。買主が要請した場合、サプライヤーは、ベイルド・プロパティを直ちに買主に返却し、または買主に引き渡すものとする。サプライヤーは、サプライヤーの下でベイルド・プロパティ上に担保権その他の負担を設定することを認めたり、設定させたりしてはならない。サプライヤーは、ベイルド・プロパティ上にサプライヤーが保有しまたは取得する可能性のあるいかなる担保権その他の負担もここに放棄するものとし、ベイルド・プロパティ上のかかる担保権その他の負担について、買主を補償するものとする。サプライヤーは、専ら自己の費用負担により、ベイルド・プロパティのリース、占有、レンタル、使用、条件、保守、運用、輸送もしくは返還または本契約の違反に起因または関連するすべての請求、損失、損害、負債、違約金、法的措置、訴訟、遅延損害金、支払要求、訴訟および判決（和解費用、弁護士費用および訴訟費用に関連するすべての費用を含む）について、買主、その子会社・関連会社、取締役、役員、従業員、代表者、代理人、承継人および譲受人を補償し、防御し、それらの者に責任を負わせないものとする。サプライヤーは、買主が、ベイルド・プロパティの適合性、状態、商品性、設計または運用、または特定の目的への適合性に関して、明示的または黙示的を問わず、一切の表明または保証を行っておらず、行わないことを確認し、これに同意する。前記にもかかわらず、一時寄託関係が担保付ファイナンス取引とみなされる場合、サプライヤーは、買主に対し、ベイルド・プロパティに関してサプライヤーが有する権

利または権原に対する継続的な担保権を設定するものとする。サプライヤーは、倒産法に基づく倒産の申立てがサプライヤーによりまたはサプライヤーに対してなされた場合、買主がサプライヤーの施設からベイルド・プロパティを撤去する権利を行使することを許可する旨の、倒産法に基づき課される自動停止 (automatic stay) からの完全な救済を買主に付与するための決定を、買主が(適切な申立てを提出することにより)破産裁判所に直ちに申し立てる権利を有することに同意する。買主が当該申立てを提出した場合、買主は、聴聞の必要なく、かつ、一時寄託対象物件の価値、一時寄託物件に関する買主の権原の適切な保護の欠如、または一時寄託対象物件にサプライヤーが権利を有しないことを証明する必要なしに、自動停止からの救済を得る権利を有するものとする。サプライヤーは、自動停止の解除につき「正当な理由」があるとみなされることに同意し、サプライヤーは、自動停止からの救済を得るための買主の試みに対して、直接的または間接的に異議を申し立て、または、その他の方法で抗弁しないものとする。

25. **分離可能性:** 本取引条件のいずれかの規定がいずれかの範囲において正当な管轄権を有する裁判所により違法または強制執行不能と判断された場合、当該規定は、その範囲において、本取引条件の一部ではないとみなされ、本取引条件の残余の規定の強制執行可能性は、影響を受けないものとする。

26. **一般条件:** 本取引条件中の法律への言及は、あらゆる政府のすべての連邦、州、地方、地域および地方の法律、制定法、命令、規則、条令および指令を含む。各本発注書(本取引条件を含む)は、両当事者の最終的かつ完全な合意であり、本発注書の主題に関する書面または口頭によるすべての従前の合意および了解を終了させるものである。但し、(a) RFPまたは事業契約における追加のサプライヤーの義務はこの限りではなく、(b) いずれの本発注書も、両当事者により正式に署名された現存する秘密保持契約または知的財産契約を終結させたり無効化したりすることを意図するものではない。すべての本取引条件(安全性、コンプライアンス、保証、保険、補償および秘密保持に関連するものを含むがこれらに限られない)は、本発注書の終了後も存続し、その後も、それらの規定が保護する当事者を保護するために必要な最大限の範囲において、完全に強制執行可能であるものとする。本発注書に基づくすべての権利および救済手段は、累積的なものであり、また法律または衡平法に定めるその他の権利および救済手段に追加されるものである。サプライヤーは、買主の書面による事前同意なしに、本発注書または本発注書に基づく自己の権利もしくは義務のいずれかを移転することはできない。本取引条件に別段の定めがある場合を除き、本発注書は、両当事者の権限を有する代表者が署名を付した文書によってのみ変更することができる。